

保健医療計画見直しに伴う、地域での議論の場について

1 地域における議論のとりまとめについて

○平成 20 年の計画見直し時から、地域保健医療協議会の協議結果を「地域における主な課題と対策―地域保健医療協議会における検討―」として、とりまとめ
→今回見直しも、下記事項について協議し、同様にとりまとめた上で、議論を保健医療計画に反映

<協議事項>

(1) 保健医療計画、地域包括ケア構想推進のための協議

○協議内容を「地域における主な課題と対策」にまとめる（別添参照）

(2) 地域包括ケア構想（地域医療構想）実現のための病床機能整備の推進等に向けた情報提供・調整

○地域の現状や施策等についての情報共有等

(3) 地域包括ケア体制の構築に向けた協議

○医療と介護の連携促進、市町村の取組支援、在宅医療体制の整備促進について協議（協議内容を「地域における主な課題と対策」に反映）

※市町村介護保険事業計画との整合性に留意

2 議論の場について

○①地域医療構想の具体化を含め、②地域の保健医療体制・連携体制について協議をいただくため①②の内容は密接に関連

地域医療構想調整会議、地域保健医療協議会の合同開催で議論

(参考 1) 両会議の協議事項

地域医療構想調整会議	地域保健医療協議会
(協議事項) ・病床機能の整備 ・医療体制の確保	(協議事項) ・保健医療の推進 ・医療連携の推進

* 地域医療構想は、地域における病床の機能強化及び連携を推進するための将来の医療提供体制に関する構想（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号）として、医療法第 30 条の 4 に基づく「京都府保健医療計画」の一部として位置づけられたもの。